

参議院本会議（令和4年3月22日）

「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する反対討論（案）

立憲民主・社民 熊谷裕人

立憲民主・社民の熊谷裕人です。

冒頭にあたり、ロシアのウクライナ侵攻に厳しく抗議するとともに、即時停戦、ロシア軍の即時撤退を求めます。そしてウクライナ国内においてウクライナ兵もロシア兵も、そして多くの市民が命を落としています。亡くなられた方々の魂が救われることを祈りたいと思います。

また、過日の宮城県と福島県を中心とした大きな地震により、お亡くなりになられた方々と被災された方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

大きな犠牲を出した東日本大震災から、去る3月11日で11年が経ちました。しかし被災地東北の復興は、まだまだ道半ばという声を多く聞いています。そのような中、また大きな地震に遭遇した東北地方の方々の心中は、察するにあまりあります。

私の亡き両親は、今回の地震でも震度6強の揺れを経験した宮城県登米市出身で、そのルーツも宮城県の三陸地域です。今回の地震への復興対策はもちろんのこと、引き続き東日本大震災からの復興にさらに全力で取り組んでいただきたく、東北に所縁のある者として、岸田総理にお願い申し上げます。そして議場の皆さん、与野党を超え、国会の持てる力の全てを東北の方々の復興、災害に強い国づくりに注いでいこうではありませんか。

それでは、会派を代表して、議題となりました「所得税法等の一部を改正する法律案」について、反対の立場から討論致します。

この法案には、岸田政権の主要政策である賃上げ税制の拡充が盛り込まれています。我々も「分配」政策の本家として、賃上げを実現するための施策に取り組むことについては賛成の立場ですし、賃上げをめぐる今期春闘の労使交渉で、主要大手企業を中心に組合側の要求に満額回答があったことは大いに歓迎します。今後の中小企業にもぜひ波及してほしいと期待しています。

しかしながら重要なのは、本改正案の賃上げ税制拡充が、実際に、勤労者の多くに賃上げをもたらす効果的な政策となっているのかということです。

まず、全法人数の約7割にも及ぶとされている赤字法人には全く効果のない政策であり、その赤字法人の大半は中小企業でありますから、賃上げ税制の適用を受けられる一部の大手企業と適用を受けられない多くの中小企業との間で格差が生じ、「分配」どころか、働く人の経済格差を逆に拡大させることになりかねません。そして中小企業は、わが国の雇用の約7割を支えていることを併せて考えれば、国民の多くはこの賃上げ税制の恩恵を受けられないことにもなります。

そもそも、賃上げ税制自体は、第2次安倍政権から導入・実施されてきました。しかしながらこの間の実質賃金は上がっておらず、むしろ下がっていたというのが実情です。今回の施策も、税額控除率の大幅引き上げ、収益が拡大していながら賃上げに消極的な企業への租特適用停止措置の強化等の拡充が行われたとは言え、基本的な仕組みは変わっていません。これまで十分な効果を上げることができなかった仕組みで本当に賃上げを実現できるのでしょうか。総理からは最後まで納得のいくご答弁をいただけませんでした。

効果の限定的な法人税ではなく、固定資産税や社会保険料を減免するなど、幅広く恩恵を受けられる制度とすべきであると改めて提案させていただきます。

また今回の賃上げ税制の拡充により、国税・地方税合わせて平年度ベースで1733億円の減収が見込まれていますが、これだけの財源があれば、例えば補助金の創設など、別のより効果的な施策を行うことも可能であったはずと付言しておきます。

消費税の仕入税額控除を適切に行えるようにするための方策として来年10月から実施されることになっているインボイス制度については、現下のコロナ禍で疲弊している中小零細事業者やフリーランスで働く人々にさらに大きな負担をもたらすとして反対の声がとみに高まっています。

立憲民主党も、こうした状況を踏まえ、少なくとも現在の経済情勢下での導入は延期・中止すべきであると訴えてまいりました。岸田総理にも改めてインボイス制度の導入延期を求めましたが、「軽減税率の実施から10年間の十分な経過措置を設けている」と相変わらずのご答弁に終始されたことは、極めて残念であります。

2019年の軽減税率実施から2023年のインボイス制度導入までの準備期間は4年しかなく、加えて昨今の新型コロナウイルス感染症の発生と拡大の影響を受けて、多くの事業者が厳しい状況に置かれており、経過措置期間を設定したときとは状況が大きく変わっています。総理は「事業者の方々への不安に伝えてまいりたい」ともおっしゃいましたが、本当にそうお考えであるならば、今からでも遅くありません、導入の延期・中止を決断すべきです。

財源確保策についても具体的な答弁を求めてまいりましたが、極めて抽象的な答弁に終始されたことは大変残念です。特に、岸田総理の持論であった金融所得課税の強化については、我々と主張を同じくするものであり、議論の進展を期待しただけに、急に後ろ向きになられたことは極めて残念であります。

我々は、コロナ禍での国民生活を支える政策とともに、所得税の最高税率引き上げ、将来的な総合課税化を見据えた金融所得課税の強化、法人税への超過累進税率導入など、負担増をお願いする財源確保策も明確に主張してきました。欧米諸国でも、コロナ禍における財政支出の増大を受け、財源確保のために大企業や富裕層に対する増税等を検討あるいは実施する動きが進んでいます。

わが国の公債残高は、令和3年度末に初めて1000兆円を超える見通しであり、財政状況がますます厳しくなる中であって、財源確保に向けた具体的な税制改正の議論が政府・与党内で低調だったことは問題であり、日本の財政に対する信頼を揺るがしかねいと指摘しておきます。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻情勢の緊迫化の影響や欧米の中央銀行が利上げを打ち出す中での円安の一段の進行、気候変動の影響もあり、原油や穀物相場の上昇などからコストプッシュ型のインフレが強く懸念されており、スタグフレーションの懸念もささやかれ始めました。この急激な物価高、悪い物価上昇に対して、政府としては税制面でどのように対応していくのでしょうか。

立憲民主党は、昨年秋の総選挙でコロナ禍からの経済復興策の柱の一つとして消費税率の時限的な引き下げを提案いたしました。これは悪い物価上昇を良い物価上昇に変えていくためにも有効だと考えます。こうした提案が政府案には何ら示されていないことは大変残念です。

そして特にレギュラーガソリン小売価格の全国平均が約13年ぶりに1ℓあたり170円を超え、政府による元売り会社への補助金の投入にもかかわらず、今日まで値上がりが続けており、ウクライナ情勢の緊迫化によってさらに値上がりが予測されています。このままでは企業活動と国民生活にとって死活問題になりかねません。

直接的に、かつ十分に家計の負担を軽減するためには、私たち立憲民主党が繰り返し求めてきた揮発油税のトリガー条項凍結の一時停止・発動を行うべきです。政府案は国民の悲鳴にもかかわらず、トリガー条項凍結解除を盛り込んでおらず、大変問題だといわざるを得ません。

冒頭に申し上げたように、過日の地震は、東北地方を中心に大きな爪痕をまた残しました。近年は気候危機の影響もあり、台風や豪雨による災害も繰り返し列島を襲っており、多くの被災者を生んでいます。こうした多発化・深刻化する災害の実態に即した税制上の対応を可能とするため、立憲民主党は現行の雑損控除から自然災害による損失を独立させて「災害損失控除」を創設し、繰越控除期間を最低でも5年以上とすることをかねてから提案しています。政府案がこうした提案に耳を傾けることがなかったことも残念といわざるを得ません。

以上の理由から、政府提出の「所得税法等の一部を改正する法律案」については、明確に反対をするものであります。

現下の厳しい状況を乗り越えていく上で、税制が果たすべき役割はますます大きくなっていると考えます。

我々は、今後も、政府の問題点をただすとともに、これからの時代のあるべき税制のあり方について、真摯に提案を続けてまいります。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

本文3352字